

【市川三郷町国民健康保険に加入している方へ】

## 令和5年4月から高額療養費の支給申請手続きが簡素化されます

「高額療養費」とは、1カ月に支払った保険適用分の医療費が一定額を超えた場合に、超えた額が支給されるものです。これまでは、月ごとに申請書と領収書の提出が必要でしたが、令和5年4月（令和5年1月診療分）から支給申請手続き簡素化の申請を行なうと、次回以降は申請不要となり、指定口座へ自動振込となります。

### 1 対象者

- ・国民健康保険税に滞納がない世帯主

### 2 申請方法

「国民健康保険高額療養費支給申請手続き簡素化申出書」に必要事項をご記入のうえ、役場町民課国保年金係または各支所に提出してください。（対象となる世帯主には、随時、申請書を送付します。）

### 3 支給方法

支給申請手続き簡素化の申請後は、該当の診療月より4カ月後に指定口座へ自動振込をします。ただし、審査等により振込が遅れる場合があります。支給金額や振込日は「国民健康保険高額療養費の振込について」の送付によりお知らせします。

### 4 簡素化が停止となる場合

- ・国民健康保険税に滞納が生じた場合
- ・世帯主に異動があり、対象者の要件を満たさなくなった場合
- ・指定した口座への振込が不能となった場合
- ・申請の内容に偽りその他不正があった場合

### 5 注意事項

- ・世帯主や被保険者証の記号番号、振込口座が変更になった場合は、新たに「国民健康保険高額療養費支給申請手続き簡素化申請書」の提出が必要です。
- ・医療機関等での窓口負担額の支払いについて、町から医療機関等に確認する場合があります。
- ・審査や所得区分の変更により、過払いとなった場合、返還請求及び以後の高額療養費との調整をする場合があります。
- ・75歳到達等により、後期高齢者医療制度へ移行した場合は、再度手続きが必要です。
- ・交通事故等の第三者行為、通勤中もしくは仕事上の負傷、医療費の窓口負担額の未払い、無料低額診療の適用などに該当する場合は、速やかに国保年金係までご連絡ください。

### 令和4年12月診療分以前の高額療養費は、申請が必要です。

令和4年12月診療分までの高額療養費については、支給申請簡素化の対象ではありませんので、診療月ごとに申請が必要になります。高額療養費の該当がある場合は、これまでに「支給申請書」を送付していますので、これまで通り領収書を添付の上、申請してください。

【申請・お問い合わせ先】

市川三郷町役場 町民課 国保年金係 電話 055-272-1105